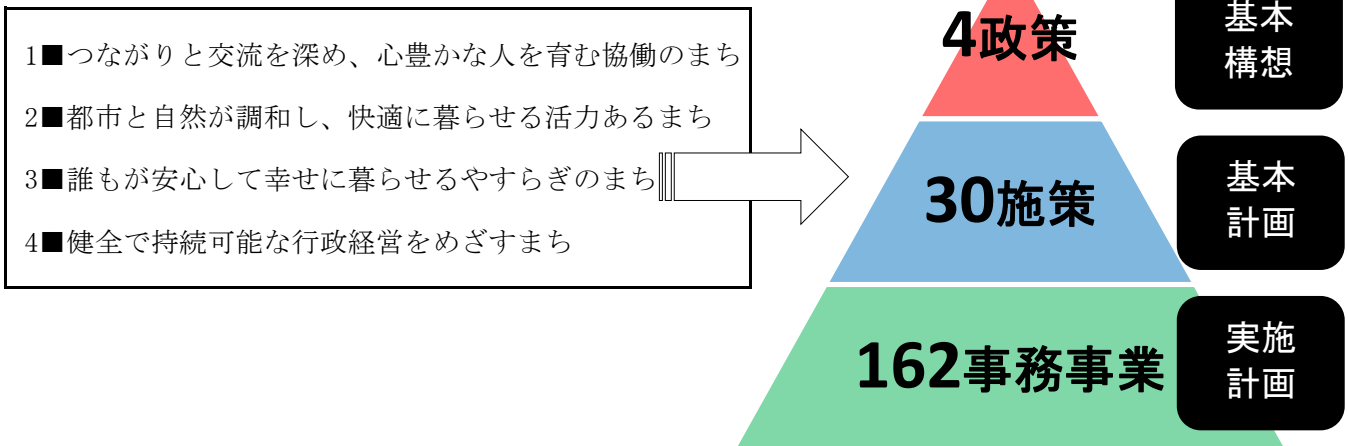


■粕屋町 令和2年度の取組

第5次粕屋町総合計画では、平成28～令和2年度の5か年を前期基本計画期間としており、最終年度にあたる令和2年度に実施した行政活動について、前期基本計画に基づき、評価を実施しました。

第5次粕屋町総合計画では、まちづくりの基本理念とまちの将来像の実現をめざして、次の4つをまちづくりの目標（施策の大綱）として定めています。



令和2年度は各施策を実現するために162の事務事業を実施しました。

粕屋町では、事業の性質により、すべての事務事業を6つに分類し、事務分類ごとに評価を実施しています。

政策における事務事業の構成数は下記のとおりです。

政策	事業分類						事務事業 総計
	1 投資・対策 的 事業	2 社会 保障 制 度 事 業	3 住 民 サ ー ビ ス 事 業	4 管 理 事 務 事 業	5 町 づ く り ・ 人 づ く り 事 業	6 施 設 運 営 ・ 管 理 事 業	
1	1	0	0	0	33	4	38
2	14	0	0	3	15	4	36
3	1	14	33	0	4	3	55
4	0	0	4	23	6	0	33
事務事業 総計	16	14	37	26	58	11	162